

総合評価方式におけるWEB会議システムによるヒアリング実施要領  
(建設工事及び測量・設計業務)

## 1 目的

三重県発注の建設工事及び測量・設計業務における、総合評価方式の落札候補者決定のための、WEB会議ソフトウェアを利用したヒアリング（以下、「WEBヒアリング」という。）を実施するにあたり必要な事項を定める。

## 2 手続き

全体の入札手続きの流れについては、対面式と同じとする。

(1) WEBヒアリングを実施する際は、建設工事は入札公告別表、測量・設計業務は指名通知にWEBヒアリングを実施することを明記する。

(2) 入札参加資格審査後、ヒアリング通知に必要な事項を記載し発送する。

ヒアリング通知には、下記の事項を記載することとする。

①実施日時

②WEBヒアリング時間の内訳

③使用するソフトウェア

④ミーティング番号及びパスコード

⑤接続テストの実施日時

⑥WEBヒアリング事務担当者

⑦留意事項等（必要に応じて）

(3) WEBヒアリング前日までに接続テストを実施する。

接続テストを希望しない者については、接続テスト実施の前日までに⑥の事務担当者まで連絡すること。

(4) WEBヒアリングの実施。

## 3 WEBヒアリングの開催

WEBヒアリングの開催については、「技術資料作成上の留意事項」又は「技術提案書作成等説明書」によるほか、次の記載のとおりとする。

(1) 各入札参加者は、WEBヒアリング開始時刻の10分前までには接続の準備を完了すること。なお、WEBヒアリングへの参加については、ヒアリング開始予定時刻に事務担当より各入札参加者へ技術資料届出書又は技術提案書提出届に記載の問い合わせ先に電話連絡を行うので、指示に従ってソフトウェアを立ち上げWEBヒアリングへの参加操作をすること。なお、特段の理由なく、事務担当者からの電話に出なかった場合は、建設工事は【入札公告6(4)(コ)】、測量・設計業務は【入札条件12(5)シ】と同様とし、その者の入札は無効とする。

(2) WEBヒアリングは、下記の流れで行う。

①配置予定の技術者の本人確認

顔写真入りの身分証明書で行う(例) 監理技術者証、社員証、運転免許証

②発注者よりヒアリングの進め方の説明

③配置予定技術者からの技術提案の説明

- ④技術審査会委員から配置予定技術者への質問
- ⑤技術提案内容の不明な点の確認
- (3) WEBヒアリングは、提出された技術提案に基づくものとする。なお、資料の追加提出は認めない。
- (4) 画面共有は、技術提案が書かれた様式と発注図面のみ可とする。
- (5) 説明中の画面表示については、入札参加者の判断で説明員と技術提案が書かれた様式（画面共有）を任意で切り替えることができる。
- (6) 入札参加者のWEBヒアリングへの接続は1端末のみとする。また、出席者全員が、1つの画像に写るよう配置することとする。
- (7) 技術提案の説明、質疑応答のレコーディングは認めない。
- (8) 配置予定技術者以外の者が説明又は回答した場合、その部分は評価しない。

#### 4 注意事項

- (1) WEBヒアリングは一般非公開とする。
- (2) 発注者がホスト（主催者）として開催するので、入札参加者は、対応可能なWEB会議環境（端末）を準備すること。
- (3) 入札参加者のWEBヒアリング会場は、社内の会議室等、建屋内の他者から閉鎖された個室とすること。
- (4) WEBヒアリングは、1入札参加者1か所（1拠点）からの参加とし、同一入札参加者による複数拠点からの参加は認めない。
- (5) WEBヒアリング中において、通信状態等接続に関するトラブルにより技術提案の説明、質疑回答の中断等があった場合、説明時間、質疑時間の延長は行わないが、当日又は後日に再度WEBヒアリングを実施するものとする。また、WEBヒアリング開始時に通信状態等のトラブルにより接続できなかった場合も同様とする。
- (6) 発注者は、トラブルにより再度WEBヒアリング実施する場合は、当該入札参加者へ、WEBヒアリング再実施の日（当日又は後日）及び時間について連絡するものとする。
- (7) 再度WEBヒアリングを実施する際についても、配置予定の技術者が出席するものとする。
- (8) 接続テストでは、①接続状況、②発注者及び入札参加者双方の画像並びに音声、③画面共有切り替え等について確認を行う。  
なお、接続テストにあたり、画面共有の確認を行うため、入札参加者は、テスト表示用のプレゼンテーション資料（内容は任意）を用意すること。

#### 附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。（令和7年10月1日 改正）